

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1040 号（諮問第 1706 号）

件名：随意契約審査調書等の開示決定に関する件

- 1 開示請求
令和元年 7 月 30 日
- 2 原処分
令和元年 11 月 29 日（開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し別記 2 に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。
- 3 審査請求
令和元年 12 月 4 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 4 年 11 月 8 日
- 5 答申
令和 5 年 2 月 24 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件審査請求について
実施機関は、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示決定をしているところ、審査請求人は、審査請求書において、「開示請求に係る行政文書の全部を対象として処分をしていない」と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。
 - (3) 本件行政文書の特定について
行政文書開示請求書の内容を基本として、弁明書の内容を踏まえると、

本件開示請求は、審査会及び委員会（以下「審査会等」という。）に関する業務を行うにあたり医務課が入手又は作成した開示請求日直近の文書が請求されているものと解される。

当審査会において別記2に掲げる文書1（以下「文書1」という。別記2に掲げる文書2以下も同様とする。）から文書5までを確認したところ、随意契約審査会、機種等選定委員会、公益財団法人愛知腎臓財団専門委員会、公益財団法人愛知腎臓財団臓器提供推進委員会といった審査会等の業務に関連して医務課が作成又は入手した直近の文書であり、本件請求内容に合致する文書であると認められる。

また、実施機関によれば、文書6は、本件開示請求に係る補正を行うにあたり開示請求者と面談を行った際に医療に関する文書はないかと聞かれて提示したところ、開示請求者からこの文書も開示して欲しいという話があったことから、併せて開示したとのことであり、本件請求内容に合致する文書であると認められる。

本件開示請求に対しては、前述の審査会等のほか、愛知県准看護師試験委員会、愛知県医療審議会、「愛知の医療ツーリズム海外PR業務」選定委員会に係る開示請求日直近の行政文書を特定し、別途開示決定等を行っており、ほかに医務課において本件請求対象文書に該当するものは作成又は取得しておらず、念のため課内を探索したが、ほかに特定すべき文書は存在しなかったとのことである。

以上のことからすれば、本件開示請求において、本件行政文書を特定したことに誤りはないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件開示請求において、本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1

医務課に対する開示請求 最後に作成した1件 審査会、委員会について入手・作成した文書

別記2

- 文書1 随意契約審査調書（平成31年3月26日付け）
- 文書2 機種等選定委員会審議録（平成31年3月8日付け）
- 文書3 機種等選定調書
- 文書4 平成31年度第1回専門委員会次第
- 文書5 （公財）愛知腎臓財団 臓器提供推進委員会会議次第（平成30年10月3日付け）
- 文書6 平成30年度愛知県医療安全推進協議会次第